

## 第3部 事故災害



# 第3部 事故災害

## 第1章 事故災害対策計画の総則

本市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、本市は、次に示す大規模事故災害対策計画に従い災害対策活動を実施する。

### 第1節 大規模事故災害の選定

本市が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害について、埼玉県地域防災計画及び本市の地域環境等を踏まえて以下のとおり検討した。

対象とする事故災害について、本市域における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

#### ■本市に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		本市における発生の可能性		応急対応の可否	
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○	震災・風水害対策で対応可能である。	
	林野火災	市内に林野が複数ある。	○	大規模火災として取り扱う。	
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。	
	高压ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。	
	火薬類災害	市内に該当する事業所はない。	×	—	
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所はない。	×	—	
	NBC災害 (次頁「参考」を参照のこと)	市内に関係施設はなく、発生する可能性も非常に低いと考えられる。	△	発生した場合の対応の特殊性を考慮して事故災害として取り扱う。	
放射性物質事故災害	輸送事故	市内を通る東北自動車道により核燃料物質が運ばれる。	○	事故災害として取り扱う。	
	放射性物質取扱施設の事故	市内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。	
	原子力発電所の事故	本市から約100kmに位置する東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等によっては、本市においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取り扱う。	
	人工衛星の落下	原子力電池などを搭載した人工衛星が落下する可能性はほとんど考えられない。	×	—	

第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害

第1章 事故災害対策計画の総則

第1節 大規模事故災害の選定

■本市に係る大規模事故災害の選定（続き）

事故災害区分		本市における発生の可能性		応急対応の可否
農林水産 災害	凍霜害	凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培などが行われている。	○	事故災害として取り扱う。
鉄道事故	鉄道事故	市内を東北新幹線、JR宇都宮線が通る。	○	事故災害として取り扱う。
道路災害	地震や水害による道路災害	市内を東北自動車道、国道122号等の幹線道路が通る。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	本市及び周辺に飛行場はなく、本市上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故については、発生予測が不可能であることから、本市域では起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取り扱う。
文化財災害	文化財火災	本市には個人や地域、施設で収蔵・保管されている各種文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。

注1) 「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×

注2) 「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

《参考》

◆「NBC災害」

NBC災害とは核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害のことをいう。この中には事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。NBC災害では、大量被災者が出るのが想定される。発生する頻度が低いことにもかかわらず、対応に特別な知識が必要であり、通常の災害対応に加え、診療に携わるものの防護や患者の除染が必要になる。

## 第2節 本市に係る事故災害

本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

### ■本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害

事故災害		内容
危険物等 災害対策	危険物等災害	本市が対象とする危険物等災害は、市内に設置されている危険物施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	本市が対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	NBC災害	本市域でNBC災害が発生することは、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象を考慮しても、ほとんど考えられない。 しかし、NBC災害が発生した場合、大量被災者の発生に加え対応の特殊性を考慮して、テロリズム以外のNBC災害を、本市の事故災害対策の対象とする。 (テロリズムによるNBC災害の場合は、国民保護法による国民保護計画により対応することになる。)
放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害	輸送事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある東北自動車道路を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	放射性物質取扱施設事故災害	市内には放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質取扱施設事故災害は、放射性同位元素の漏洩などによる放射性物質取扱施設の事故災害とする。
	広域放射能汚染災害	本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 本市が対象とする広域放射能汚染は、東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
農業災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培などが行われている。 本市が対象とする農業被害は、近年多発している異常気象(暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等)による米、野菜、花き類及び果樹栽培への農業被害とする。	
鉄道事故	本市には、東北新幹線、JR宇都宮線が通っている。 本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故災害とする。	
道路災害	本市には、東北自動車道、国道122号等の幹線道路が通っている。 本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。	
航空機事故	本市が対象とする航空機事故災害は、民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。	

## 第2章 事故災害への対応

### 第1節 危険物等災害対策計画

#### 第1 危険物等災害応急対策

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

本市における消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、以下に示すとおりである。

#### ■危険物施設設置の状況 [令和5年3月31日現在]

危険物施設		蓮田市消防本部管内
製造所		4
貯蔵所	屋内貯蔵所	20
	屋外貯蔵所	1
	屋内タンク貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	23
	地下タンク貯蔵所	21
	移動タンク貯蔵所	8
取扱所	給油取扱所	19
	一般取扱所	20

出典：「消防年報 令和4年版」（蓮田市消防本部）

#### 1. 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 2. 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

## 第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

本市における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、以下に示すとおりである。

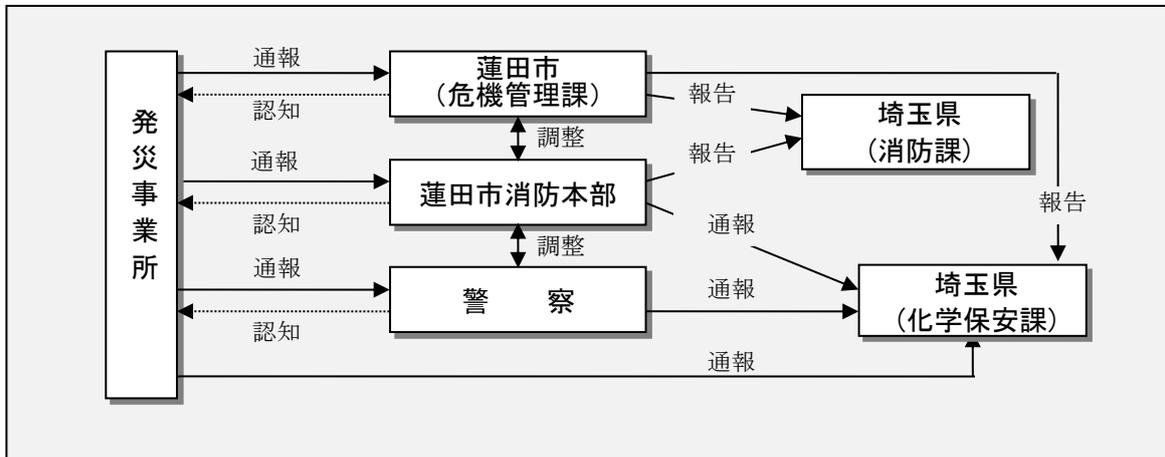
種別	施設数
製造所	38
貯蔵所	5
簡易ガス供給施設	5
高圧ガス販売所	15
300kg以上取扱貯蔵施設	410
合計	473

資料) 県危機管理防災部化学保安課

### 1. 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示の発令を行う。

#### ■高圧ガス災害に伴う情報収集活動



### 2. 応急措置

#### (1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

#### (2) 施設等管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

■発災事業所のとるべき措置

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

### 第3 NBC災害等による人身被害応急対策

NBC災害等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定める。

#### 1. 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

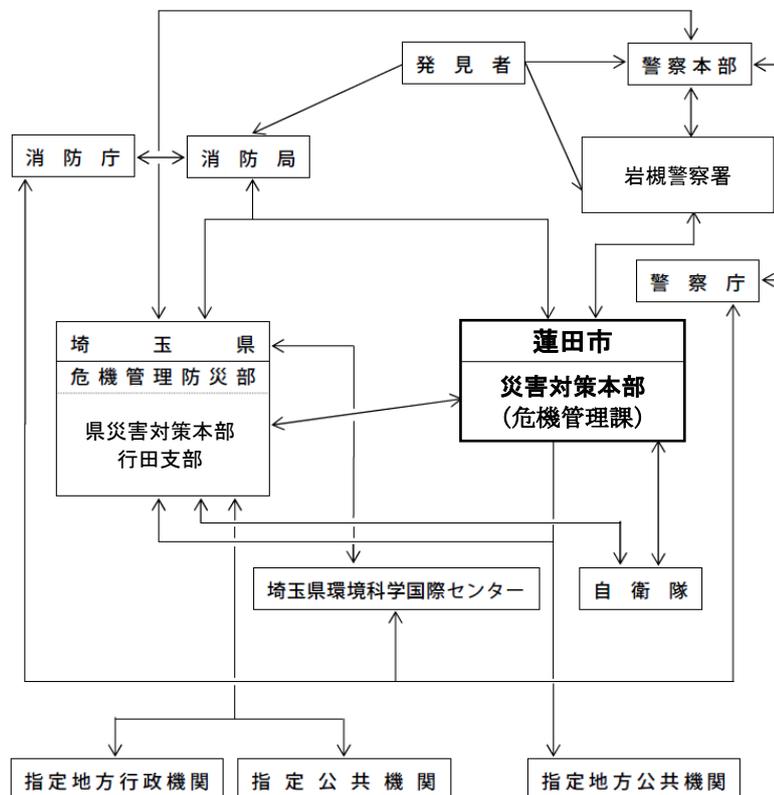
市は、本市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

配備基準は、「第3編 第1部 第2章 第1節 配備体制と動員計画」(p135)に従い、市民に対する避難指示の発令、救出・救護を行う。

#### 2. 連絡通報体制

NBC災害等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合の連絡通報体制は、次の図による。

■NBC災害等による人身被害の連絡通報体制



### 3. 応急措置

#### (1) 情報収集

本市は、本市域に人身被害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

なお、県への報告、その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第3編 第1部第3章 第3節 災害情報の収集・伝達・共有」(p184)に示す。

#### (2) 立入禁止等の措置

市長は、「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)に示すように、住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずることができる。

#### (3) 救出、救護

本市は、警察等と協力して「第3編 第1部 第3章 第6節 救出・救助、救急」(p197)に基づき、救出、救護活動にあたる。

#### (4) 医療救護

本市は、「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202)に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有害物質被害では、特に次の項について可能な限り対応するよう努めることとする。

#### ■有害物質被害に伴う医療救護

項目	内容
医薬品の確保	本市は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保する。
医薬品の緊急輸送	市長は、人身被害の応急措置に際して、必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターによる緊急輸送を要請するほか、「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に準じて自衛隊による緊急輸送を要請する。

#### (5) 緊急搬送

市長は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターによる搬送を要請するほか、必要に応じ、「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に示す自衛隊による緊急搬送を要請する。

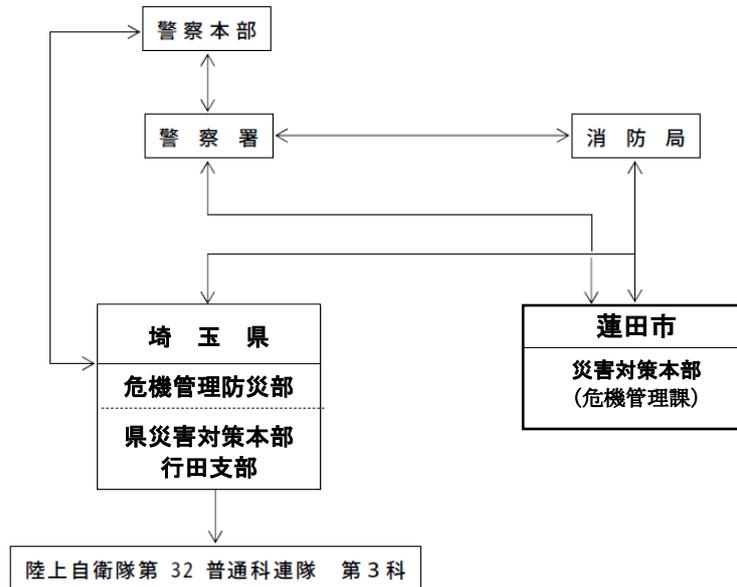
#### (6) 医療機関の確保

本市は、「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202)に示した手順で、医療機関を可能な範囲で確保する。

#### (7) 汚染除去

本市は、人身被害が発生した場合、県を通じて自衛隊に汚染除去を要請することを原則とする。ただし、大量に人身被害が発生した場合や、汚染の状況が広範囲にわたる場合についての対処方法を検討しておく。

■自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統



(8) 避難誘導

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)に示したように、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難指示の発令を行う。

(9) 支援要請

市長は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県等と緊密な連絡を図りながら「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に示すように自衛隊に対する派遣要請を行い、情報収集のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。

また、他機関への支援要請は、「第3編 第1部 第2章 第5節 広域応援要請」(p163)に示す相互協力に基づいて行う。

## 第2節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

---

### 第1 放射性物質輸送車両事故対策

#### 1. 輸送事故発生直後の活動方針

##### (1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

###### ① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

- ア 特定事象発生の場所及び時刻
- イ 特定事象の種類
- ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- エ 気象状況（風向、風速など）
- オ 周辺環境への影響
- カ 輸送容器の状態
- キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ク 応急措置
- ケ その他必要と認める事項

###### ② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次頁のとおりとする。

###### ③ 応急対策活動情報の連絡

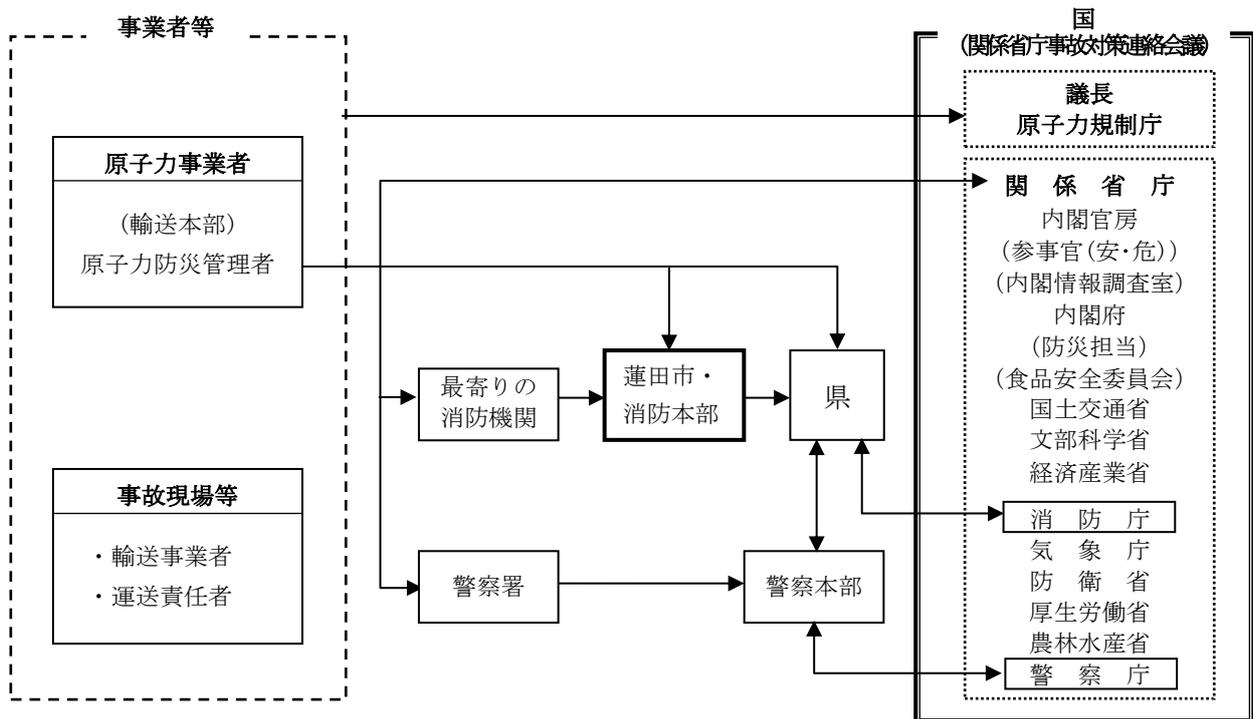
事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

##### (2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

■核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



注) 通報先は、事故発生現場を管轄する市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

参考) 「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月 埼玉県防災会議) 第6編 第3節参照

2. 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送するもの(以下「事業者等」という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施にあたっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村等の防災関係機関に随時連絡するものとする。

また、事業者等は、事故発生直後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限(事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する)等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防職員に提供するものとする。

(2) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

### 3. 消火活動

核燃料物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火作業を行うものとする。

また、市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

### 4. 原子力緊急事態宣言発出時の対応

#### (1) 市本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は市本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずるものとする。

#### (2) 市本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市本部を閉鎖するものとする。

### 5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

#### (2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

### 6. 退避・避難収容活動等

#### (1) 退避・避難等の基本方針

市は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等から放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難指示」の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次頁の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者にも充分配慮する。

《参考》

◆「核燃料物質の輸送について」

核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注) 防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び機密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

**(2) 警戒区域の設定**

**① 警戒区域の設定**

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が上記表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

**② 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示**

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等をするものとする。

**③ 関係機関への協力要請**

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

**(3) 退避・避難等の実施**

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に充分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

7. 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

8. 各規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び県・国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

これらの措置については、次に示すとおりである。

■ 飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災に係る指針における摂取制限に関する指標値	
放射性ヨウ素 (混合核種の 代表核種：I-131)	飲料水	3×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上
	牛乳・乳製品(※)	3×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上
	野菜類(根菜・芋類を除く)	2×10 <sup>3</sup> ベクレル/キログラム以上
放射性セシウム	飲料水	2×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上
	牛乳・乳製品	2×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上
	野菜類	5×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上
	穀類	5×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上
	肉・卵・魚・その他	5×10 <sup>2</sup> ベクレル/キログラム以上

※100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する。  
 出典) 厚生労働省医薬食品局「放射能汚染された食品の取扱について」(平成23年3月17日)

(2) 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、県・国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

9. 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録をするものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

10. 住民の健康調査等

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に充分配慮し、実施するものとする。

## 第2 放射性物質取扱施設事故対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

### 1 事故発生後の情報の収集・連絡

#### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

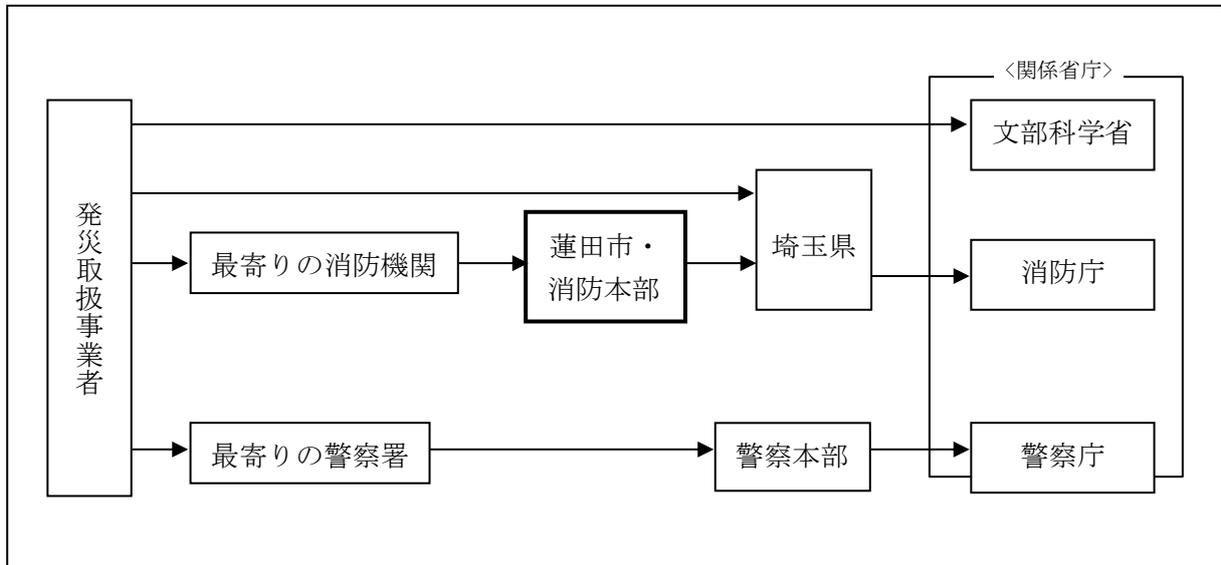
- ア. 事故発生時刻
- イ. 事故発生場所及び施設
- ウ. 事故の状況
- エ. 気象状況（風向・風速）
- オ. 放射性物質の放出に関する情報
- カ. 予想される災害の範囲及び程度等
- キ. その他必要と認める事項

市は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県、警察、消防機関及び国の関係機関等へ連絡するものとする。

##### ② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次に示すとおりである。

#### ■放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統



##### ③ 放射性物質による事故災害影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

##### ④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものと

する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

## (2) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

## 2. 活動体制

市は、「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

### 第3 広域放射能汚染災害対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。

原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

#### ■指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染災害は、福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

ここでは、被害想定と予防策の検討、及び当面の対策について定める。

#### 1. 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

##### （1）被害想定 の検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した、福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がるのが期待された。しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗いを使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2. 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空气中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東日本大震災福島第一原子力発電所の事故の際には、市内の大気中の放射線量について、シンチレーション方式の機器を使用し、市役所、小中学校、7公園、9保育園及び5私立幼稚園で定期的に測定を行っていたほか、市民から依頼のあった地点の測定を行っていた。

平成24年9月以降は毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所は確認されていない。

3. 食品安全確保対策

市は、市内を流通する食品や市民が持ち込んだ食品の放射線量の検査を実施し、これらの検査結果等の安全な食品の情報を市民に提供している。

4. 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、本市は、市内に災害が発生した場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

また、近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

**第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害**  
**第2章 事故災害への対応**  
**第2節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策**

**(3) 応急対策**

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から、防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

- 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示。
- 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- その他必要な処置。

**5. 鉄道事故対策計画**

市内で営業している鉄道事業者に対し、広域放射能汚染が発生した場合の、鉄道事業者が所管する鉄道施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、旅客等が被爆しないための必要な処置を講ずることを要請する。なお、鉄道施設は公共の用に供する施設のため、鉄道事業者に対し、これに必要な処置を講じるための支援を検討する。

**6. 道路災害対策計画**

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、市民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

## 第3節 農業災害対策計画

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

### 1. 注意報及び警報の伝達

市は、県から埼玉県防災情報システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は春日部農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は市防災行政無線等により速やかに南彩農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

### 2. 農業災害対策

#### (1) 被害状況の把握

市は、南彩農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

#### (2) 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

#### (3) 農産物応急対策

災害対策技術指導	農作物の被害を最小限に食い止めるため、春日部農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。
病虫害の防除	病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。
風水害対策	台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は侵冠水の被害を受けたときは、圃場等の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

### 3 畜産災害対策

#### (1) 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

#### (2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

#### (3) 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料の斡旋を求められた場合は、県に必要な飼料の斡旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

## 第4節 鉄道事故対策計画

---

本市には、東日本旅客鉄道(株)の東北新幹線、宇都宮線が通り、JR蓮田駅がある。

そのため、この計画では、列車の追突、脱線、転覆その他の死傷を伴う事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故発生に伴う応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

### 1. 活動体制の確立

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じ、活動体制の確立を図り、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 2. 情報の収集と伝達の基本方針

#### (1) 情報の収集

市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告すると共に、事故災害応急対策に関して市が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他については、「第3編 第1部 第3章 第3節 災害情報の収集・伝達・共有」(p184)に準じる。

#### (2) 被災者、市民への情報伝達

市は、県及び東日本旅客鉄道(株)と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否確認、医療機関の情報、応急対策に関する情報、鉄道の運行状況等を被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

### 3. 避難誘導

#### (1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ① 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### ② 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

##### ③ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

#### (2) 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危険が及ぶ場合、市長、警察官等は「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)に準じ、避難指示の発令を行う。

### (3) 救出・救助

#### ① 市の対応

危機管理課及び健康増進課等が中心となり、協力者の動員を行い、消防署を主体とした救出・救助活動の支援を行う。

#### ② 消防署の対応

消防本部は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、受傷が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防本部に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業、市民の協力を得て救出・救助活動を実施する。

#### ③ 警察の対応

警察は、市と協力をして被害者の救出を行い、状況により、市の行う救出、救助活動に協力する。

警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力し積極的に生命の危機にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

## 4. 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

## 5. 応援要請

救出、救助活動等で要員が不足する場合は、「第3編 第1部 第2章 第4節 公共的団体及び民間団体への協力依頼」(p160)、「第3編 第1部 第2章 第5節 広域応援要請」(p163)、「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

## 6. 医療救護

災害対策本部は、鉄道事故に受傷者が多く、近隣の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防本部と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

## 第5節 道路災害対策計画

市は、地震や水害その他の理由により橋りょうの落下など道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 1. 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

##### ■災害情報の収集・連絡

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）、東日本高速道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県、関係都県および国、東日本高速道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、市は、調査班を編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

#### (2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、移動系無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### 2. 活動体制の確立

#### (1) 職員の非常参集

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 市本部等の設置

大規模な災害が発生した場合、市は「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じた活動体制をとり、速やかに県に対し報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

#### (3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

### 3. 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

### 4. 危険物流出時の応急対策

#### (1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が求められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

#### (2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### 5. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### 6. 的確な情報伝達活動

#### (1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

#### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

#### (3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 第6節 航空機事故対策計画

---

本章では、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ的確な事故応急災害対策を推進し、活動体制に万全を期するため定めるものとする。

### 1. 活動体制

市は、当該地域に航空機事故が発生した場合、災害の規模に応じて必要な場合は「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じて災害対策本部を設置する。

### 2. 応急措置

#### (1) 情報収集・連絡体制

市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、随時報告するものとする。  
なお、連絡系統については、次頁に示すとおりである。

#### (2) 避難誘導

##### ① 乗客等の避難

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。  
なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ② 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危惧が及ぶ場合、市長は避難指示の発令を行う。

#### (3) 救出・救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。また、救出救助要員が不足の場合は、危機管理課に応援を求める。

#### (4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

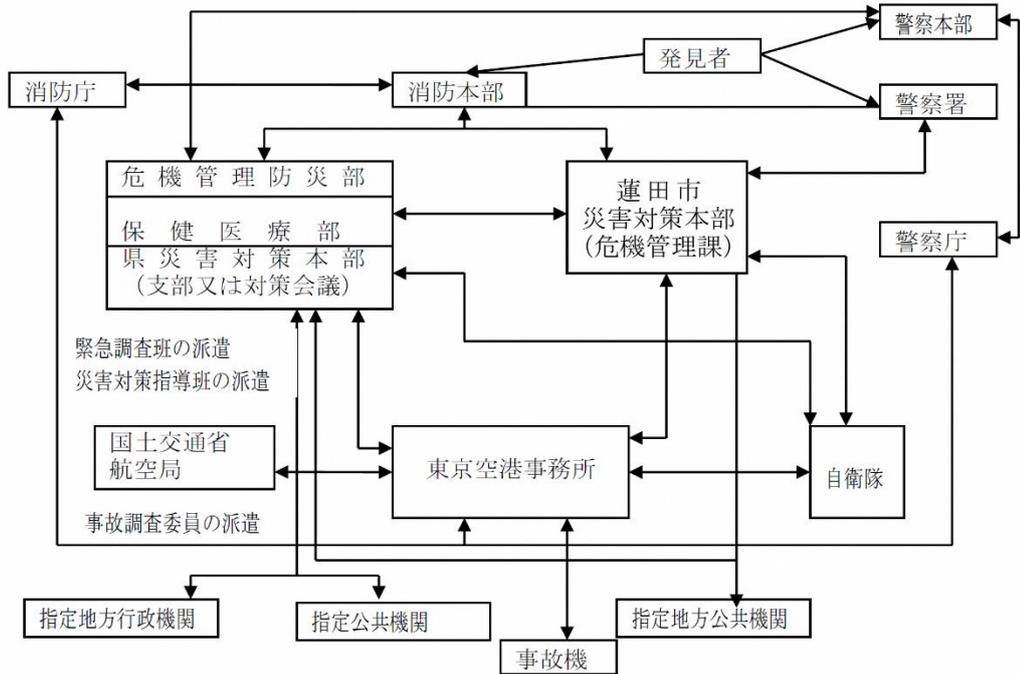
#### (5) 応援要請

救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、危機管理課は、県に対して応援要請を行う。また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。(「第3編 第1部 第2章 第5節 広域応援要請」(p163)参照)

#### (6) 医療救護

市は、市域内に航空機事故が発生した場合、「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202)に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

■民間航空機事故の連絡通報体制



■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

